



平成 29 年 1 月 13 日

各 位

上場会社名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶 義
コード番号 5 9 1 8
上場取引所 東証・名証（第 2 部）
問合せ先責任者 取締役執行役員管理本部長 瀧上定隆
（電話番号 0569 - 89 - 2101）

当社に対する行政処分（指名停止期間変更）について

平成 28 年 12 月 6 日に当社の従業員 2 名が、国家公務員法違反（教唆）の容疑で名古屋地方検察庁に追起訴されたことにより、本日、国土交通省中部地方整備局から以下に記載する内容の行政処分（指名停止期間変更）を受けましたのでご報告いたします。

記

<行政処分（指名停止措置）の内容>

地方整備局	指名停止期間	
中部地方整備局	変更前	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日から 平成 2 9 年 5 月 2 7 日 (7 ヶ月)
	変更後	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日から 平成 2 9 年 6 月 2 7 日 (8 ヶ月)

なお、当該行政処分による業績への影響につきましては、現時点では不明のため、今後の業績の推移に応じて修正の必要が生じた場合には、速やかに公表させていただきます。

以 上